

第1章 意匠登録出願に係る意匠の認定

1. 概要

出願された意匠の認定は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、どのような機能及び用途を有する物品等に対し、どのような形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（注）の創作がなされたか、ということその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第6条）とされており、また、登録意匠の範囲を定める際は、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第24条）とされているからである。

したがって、どのような意匠について意匠登録を受けようとするのかは、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から定められるものであって、開示されていない範囲の形状等（他の図と同一又は対称の説明記載により図示省略された形状等を除く。）については、意匠登録を受けようとする部分の形状等として取り扱わない。

なお、願書に添付した図面等において、「参考図」として表された図における、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩は出願の意匠の形状等に係る認定において考慮しない。また、一組の図面及びその他必要な図には開示がなされておらず、「参考図」として表された図においてのみ開示された部分については、意匠登録を受けようとする部分として取り扱わない。

願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、「優先権証明書類等」、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、出願された意匠の認定の基礎となる資料とはしない。

（注）

第Ⅳ部第3章「組物の意匠」3.3「組物全体として統一があること」を除き、以下「形状等」という。